

## ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します！

### 1. 基本給付

児童扶養手当の受給資格のあるひとり親世帯等の方への給付

#### ●給付金の対象となる方

公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が  
全額停止される方

※児童扶養手当の認定を受けた場合には年金受給額との調整により手当の全部又は一部が支給停止となる見込みの方も含みます。

#### ●給付額

1世帯**5万円**、第2子以降1人につき**3万円**

### 2. 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

#### ●給付金の対象となる方

上記、基本給付金対象の方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

※生活保護を受給されている方は対象となりません。

#### ●給付額

1世帯**5万円**

手続きの方法などについては裏面に続きます。必ずご確認ください。

## 給付金の支給手続き

### 1. 基本給付

▶ 基本給付申請書のご提出が必要です。

▶ 申請期限：令和3年2月26日

#### 【必要書類】

- ・振込先口座の分かる書類（通帳等のコピー）
- ・平成30年中の収入等の内容が分かる書類  
（例：給与明細書、年金額改定通知書、帳簿等）

#### 【申請方法】

①基本給付申請書【公的年金給付等受給者】に振込先口座などをご記入の上、上記必要書類や②収入額申立書【年金・申請者】とともに郵送、または下記担当窓口にて直接ご提出ください。

※申請には市役所から送付された申請書か、市ウェブサイトに掲載されている申請書をご利用ください。

※扶養義務者がいる方は③収入額申立書【年金・扶養義務者】についてもご提出が必要です。

### 2. 追加給付

▶ 追加給付申請書のご提出が必要です。

▶ 基本給付の受取口座と同じ口座に振り込みます。

▶ 申請期限：令和3年2月26日

#### 【申請方法】

- ・基本給付の申請時に、収入が減少している旨の申請を行ってください。
- ・申請には市役所から送付された申請書か、市ウェブサイトに掲載されている⑨追加給付申請書をご利用ください。

### お問合せ先

東大阪市役所 新型コロナウイルス感染症対策事業室  
〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号  
TEL：06-4309-3007

「ひとり親世帯臨時特別給付金」の  
”振り込め詐欺”や”個人情報の詐取”にご注意ください。